

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

規 則

- 規則第24号 宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…2
- 規則第25号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…2

告 示

- 告示第40号 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱……………（介護保険課）…2
- 告示第41号 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱……………（介護保険課）…3
- 告示第42号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱……………（介護保険課）…4
- 告示第64号 市道路線の認定……………（建設総務課）…9
- 告示第65号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…9
- 告示第66号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…9
- 告示第67号 市道路線の廃止……………（建設総務課）…9

公 告

- 公告第18号 宇治市源氏物語ミュージアム高圧設備改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…9
- 公告第19号 ゆめりあうじ外壁ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…11
- 公告第20号 雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事に係る一般競争入札……………（契約課）…13
- 公告第21号 宇治市斎場大規模改修建築工事（その1）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…16
- 公告第22号 宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…18
- 公告第23号 宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…20
- 公告第24号 宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）

に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…22

○公告第25号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…24

選 挙 管 理 委 員 会

○告示第5号 立候補予定者説明会の開催……………24

規 則

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第24号

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年宇治市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第25号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年宇治市規則第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に、「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示**宇治市告示第40号**

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える

5 事業者は、法人でなければならない。

第5条中「、既に旧介護予防訪問介護を利用し、引き続きこれに相当するサービスの利用が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合等に」を削り、「、心身機能の維持又は改善を図り」を「、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し」に、「、食事等」を「、食事」に改める。

第6条第1項中「従業者」を「訪問介護員等」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という）を「介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第16条において同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」と総称する）」に改める。

第14条中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に、「」第25条第3項」を「。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第25条第3項」に改める。

第15条の見出しを「（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）」に改め、同条中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第16条及び第18条中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第26条第3項第3号及び第4号中「地域包括支援センター等」を「介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」に改め、同項第5号中「この条」を「この項」に改める。

第29条第4項、第29条の2第2項並びに第30条第3項第1号前段及び第3号中「従業者」を「訪問介護員等」に改める。

第31条中「に関する規程等」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条の2中「、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等」を「、介護予防支援事業者等の担当職員等（条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）」に改める。

第34条（見出しを含む。）中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第37条第1項中「地域包括支援センター等」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第37条の2第1号前段及び第3号中「従業者」を「訪問介護員等」に改める。

第39条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定

する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、同条第10号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第42条第1号中「第6条第7号」を「第6条第9号」に改める。

第43条第2項中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第44条中「、既に旧介護予防通所介護を利用し、引き続きこれに相当するサービスの利用が必要な場合、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が難しい場合等に」を削る。

第46条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条第4項中「看護師、准看護師」を「看護職員」に改める。

第55条第1項中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第56条第2項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第58条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第58条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、同条第10号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の3後段中「、第56条第2項第4号」を「、第56条第2項第5号」に、「、同項第5号」を「、同項第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（以下「新要綱」という。）第31条第3項（新要綱第43条の3、第61条及び第61条の3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(掲示済)

宇治市告示第41号

宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 事業者は、法人でなければならない。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）を「介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第16条において同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」と総称する）」に改める。

第14条中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に、「）第25条第3項」を「。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第25条第3項」に改める。

第15条の見出しを「（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）」に改め、同条中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第16条及び第18条中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第26条第3項第3号及び第4号中「地域包括支援センター等」を「介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」に改め、同項第5号中「この条」を「この項」に改める。

第28条第4項、第28条の2第2項並びに第29条第3項第1号前段及び同項第3号中「従業者」を「生活支援型訪問サービス従業者」に改める。

第30条中「に関する規程等」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条の2中「、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等」を「介護予防支援事業者等の担当職員等（条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）」に改める。

第33条（見出しを含む。）中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第36条第1項中「地域包括支援センター等」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第36条の2第1号前段及び第3号中「従業者」を「生活支援型訪問サービス従業者」に改める。

第38条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第40条第11号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第10号を第12号とし、同条第9号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第41条第1号中「第6条第7号」を「第6条第9号」に改める。

第42条第2項中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第45条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条第1項中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第55条第2項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第57条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、同条第10号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定短時間型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（以下「新要綱」という。）第30条第3項（新要綱第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。（揭示済）

宇治市告示第42号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

第1条 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1号アからウまでの注書第2項中「、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を「、指定居宅介護等の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」に改め、同号アからウまでの注書第8項を第10項とし、第6項及び第7項を2項ずつ繰り下げ、同号アからウまでの注書第5項中「以下の」を「以下であつて、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行つた」に改め、同項を同号アからウまでの注書第7項とし、同号アからウまでの注書第4項中「所在する」を「所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあつては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行つた」に改め、同項を同号アからウまでの注書第6項とし、同号アからウまでの注書第3項中「又は」を「（指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は」に、「算定する」を「算定し、指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護相当サービスを行つた場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が定める基準に第3号の2に規定する基準に該当する指定訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問

介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の8に相当する単位数を算定する。

別表第1号アからウまでの注書第3項を同号アからウまでの注書第5項とし、同号アからウまでの注書第2項の次に次の2項を加える。

3 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

別表第1号クの注書中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に、「オ」を「カ」に改め、同号クを同号ケとし、同号キの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号キの注書第1号及び第2号中「オ」を「カ」に改め、同号キを同号クとし、同号カの注書各号列記以外の部分中「(平成27年厚生労働省告示第95号)」を削り、「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に、「令和6年3月31日(第4号及び第5号については、令和4年3月31日)」を「、令和6年5月31日」に改め、同号カの注書第1号から第3号までの規定中「オ」を「カ」に改め、同号カの注書第4号及び第5号を削り、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 口腔連携強化加算 50単位

(注) 厚生労働大臣が定める基準第3号の3に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。))又は第1号介護予防支援事業(法第115条の4第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。))に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

別表第2号ア(ア)中「953単位」を「1,025単位」に改め、同号ア(イ)中「1,672単位」を「1,798単位」に改め、同号ア(ウ)中「1,954単位」を「2,064単位」に改め、同号ア(エ)中「3,428単位」を「3,621単位」に改め、同号アの注書第1項各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号アの注書第7項を第9項とし、第5項及び第6項を2項ずつ繰り下げ、同号アの注書第4項中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同項を同号アの注書第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 厚生労働大臣が定める基準第14号の2に規定する基準を満

たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 厚生労働大臣が定める基準第14号の3に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。別表第2号アの注書に次の1項を加える。

10 利用者に対して、その居宅と指定通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位((ア)又は(イ))を算定している場合は1月につき376単位を、(ウ)又は(エ))を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、前項を算定している場合は、この限りでない。

別表第2号イの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ」に、「ウに掲げる運動器機能向上加算、オ」を「、エ」に、「カ」を「、オ」に、「キ」を「カ」に、「選択的サービス複数実施加算」を「一体的サービス提供加算」に改め、同号ウを削り、同号エの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に、「エ」を「ウ」に、「選択的サービス複数実施加算」を「一体的サービス提供加算」に改め、同号エの注書第2号中「オ」を「エ」に改め、同号エを同号ウとし、同号オの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ」に、「オ及びキ」を「エ及びカ」に改め、同号オを同号エとし、同号カの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ」に、「カ及びキ」を「オ及びカ」に改め、同号カを同号オとし、同号キを次のように改める。

カ 一体的サービス提供加算 480単位

(注) 厚生労働大臣が定める基準第133号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、エに掲げる栄養改善加算又はオに掲げる口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

別表第2号クを削り、同号ケの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号ケを同号キとし、同号コ(ウ)の注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号コのただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合には、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

別表第2号コを同号クとし、同号サを同号ケとし、同号シの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号シを同号コとし、同号スの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式

による届出を行った」に、「令和6年3月31日（第4号及び第5号については、令和4年3月31日）」を「令和6年5月31日」に改め、同号スの注書第1号から第3号までの規定中「シ」を「コ」に改め、同号スの注書第4号及び第5号を削り、同号スを同号サとし、同号セの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号セの注書第1号及び第2号中「シ」を「コ」に改め、同号セを同号シとし、同号ソの注書中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に、「シ」を「コ」に改め、同表第3号アの注書第6項を第8項とし、第4項及び第5項を2項ずつ繰り下げ、同号アの注書第3項中「以下の」を「以下であつて、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同項を同号アの注書第5項とし、同号アの注書第2項中「又は」を「（指定生活支援型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は」に、「算定する」を「算定し、指定生活支援型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が定める基準第3号の2に規定する基準に該当する指定生活支援型訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定生活支援型訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

別表第3号アの注書第2項を同号アの注書第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

別表第3号ウの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に、「令和6年3月31日（第4号及び第5号については、令和4年3月31日）」を「令和6年5月31日」に改め、同号ウの注書第4号及び第5号を削り、同号エの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号オの注書中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同表第4号ア中「299単位」を「328単位」に改め、同号アの注書第4項を第6項とし、第2項及び第3項を2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 厚生労働大臣が定める基準第14号の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 厚生労働大臣が定める基準第14号の3に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数

の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

別表第4号ウの注書中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ」に改め、同号エを削り、同号オの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号オのただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合には、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

別表第4号オを同号エとし、同号カの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号カを同号オとし、同号キの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に、「令和6年3月31日（第4号及び第5号については、令和4年3月31日）」を「令和6年5月31日」に改め、同号キの注書第4号及び第5号を削り、同号キを同号カとし、同号クの注書各号列記以外の部分中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号クを同号キとし、同号ケの注書中「市長に届け出た」を「電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同号ケを同号クとする。

第2条 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1号キを次のように改める。

キ 介護職員等処遇改善加算

(注)

- 1 厚生労働大臣が定める基準第130号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準第130号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する

方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護相当サービス事業所(前項の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

別表第1号ク及びケを削り、同表第2号サを次のように改める。

サ 介護職員等処遇改善加算

(注)

- 1 厚生労働大臣が定める基準第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情

報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算(II) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算(III) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所(前項の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
 - (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
 - (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
 - (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
 - (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
 - (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) アからコ

- までの規定により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- 10 介護職員等処遇改善加算(V)(10) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
 - 11 介護職員等処遇改善加算(V)(11) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
 - 12 介護職員等処遇改善加算(V)(12) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
 - 13 介護職員等処遇改善加算(V)(13) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
 - 14 介護職員等処遇改善加算(V)(14) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

別表第2号シ及びビスを削り、同表第3号ウを次のように改める。

ウ 介護職員等処遇改善相当加算

(注)

- 1 厚生労働大臣が定める基準第130号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善相当加算(I) 57単位
- (2) 介護職員等処遇改善相当加算(II) 52単位
- (3) 介護職員等処遇改善相当加算(III) 42単位
- (4) 介護職員等処遇改善相当加算(IV) 34単位

- 2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準第130号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所(前項の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 51単位
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 48単位
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 46単位
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 43単位
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 43単位
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 38単位
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 38単位
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 37単位
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 33単位

- 10 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 32単位
- 11 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 28単位
- 12 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 27単位
- 13 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 23単位
- 14 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 18単位

別表第3号エ及びオを削り、同表第4号カを次のように改める。

カ 介護職員等処遇改善相当加算

(注)

- 1 厚生労働大臣が定める基準第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善相当加算(I) 39単位
- (2) 介護職員等処遇改善相当加算(II) 38単位
- (3) 介護職員等処遇改善相当加算(III) 33単位
- (4) 介護職員等処遇改善相当加算(IV) 27単位

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短時間型通所サービス事業所(前項の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次に各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 34単位
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 32単位
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 33単位
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 31単位
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 27単位
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 26単位
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 23単位
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 29単位
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 23単位
- 10 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 19単位
- 11 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 22単位
- 12 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 18単位
- 13 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 18単位

14 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 14単位

別表第4号キ及びクを削る。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に、改正前の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定により行われ、同日以後に受理された届出については、第1条の規定による改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定により行われた届出とみなす。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の別表第1号アからウまでの注書第4項、同表第2号アの注書第4項、同表第3号アの注書第3項及び同表第4号アの注書第3項の規定は、適用しない。ただし、通所介護相当サービス費を算定している事業所又は施設が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

(介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

4 令和6年5月31日において現に介護職員等処遇改善加算を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない事業所又は施設が、令和8年3月31日までの間において、介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までのいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金(退職手当を除く。)の改善を実施しなければならない。

(掲示済)

宇治市告示第64号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月24日から14日間

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 路線名, 起点 終点, 重要な経過地. Row 1: 五ヶ庄262号線, 五ヶ庄日皆田53番地の8, 五ヶ庄日皆田53番地の10

宇治市告示第65号

市道路線の区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月24日から14日間

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

Table with 5 columns: 路線名, 区間, 幅員(m), 延長(m), 備考. Row 1: 五ヶ庄262号線, 五ヶ庄日皆田53番地の8, 6.0, 21.6, ~18.0

宇治市告示第66号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月24日から14日間

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始年月日. Row 1: 五ヶ庄262号線, 五ヶ庄日皆田53番地の8, 五ヶ庄日皆田53番地の10, 令和6年5月24日

宇治市告示第67号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月24日から14日間

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

Table with 4 columns: 路線名, 起点 終点, 重要な経過地, 備考. Row 1: 西笠取1号線, 西笠取白土37番地, 西笠取相月川西17番地, 全部廃止

公 告

宇治市公告第18号

宇治市源氏物語ミュージアム高圧設備改修工事に係る条件付一般競争入札について

宇治市源氏物語ミュージアム高圧設備改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宇治市源氏物語ミュージアム高圧設備改修工事

(2) 工事場所 宇治市宇治東内45番地の26

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 RC造 地上1階地下1階建て

・建築面積 2,292.94㎡

・延床面積 2,939.94㎡

○工事概要

- ・高圧受変電設備改修工事 一式
- ・高圧気中開閉器設備改修工事 一式
- ・上記に伴う建築工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 電気工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年8月12日まで 419日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年5月28日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月12日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月29日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年6月4日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年6月11日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月12日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和6年6月13日 午前10時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、62,612,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、51,848,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、令和6年度に令和6年度及び令和7年度の出来高予定額の合計に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和6年度 40パーセント

令和7年度 60パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあつての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第19号

ゆめりあうじ外壁ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

ゆめりあうじ外壁ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 ゆめりあうじ外壁ほか改修工事

(2) 工事場所 宇治市宇治里尻5番地の9

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建て

・延床面積 2,117.42㎡

○工事概要

・防水改修工事 一式

- ・外壁改修工事 一式
- ・建具改修工事 一式
- ・内装改修工事 一式
- ・塗装改修工事 一式
- ・耐火被覆改修工事 一式
- ・上記に伴う機械設備改修工事 一式
- ・上記に伴う電気設備改修工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和6年12月13日まで 177日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年5月28日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月12日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月29日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年6月4日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年6月11日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月12日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和6年6月13日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、98,978,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、82,621,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第20号

雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事に係る一般競争入札について

雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。なお、この工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事

(2) 工事場所 宇治市宇治半白地内ほか

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L=460.01m

推進工 鋼・コンクリート合成管φ2800 L=460.01m

取付管推進工 SPφ400（VUφ200） N=1箇所

取付管推進工 SPφ400（VUφ250） N=1箇所（夜間）

マンホール設置工 N=3箇所

マンホール設置工	N=1箇所（夜間）
立坑工	一式
補助地盤改良工	一式
付帯工	一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和8年10月30日まで 849日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、2者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

(2) 構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及び代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- ⑦ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- ⑧ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を共同企業体の代表・構成員ともに工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- ⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- ⑩ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が1200点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- ⑪ 代表者が会社として密閉型推進工法φ1,800mm以上の施工実績（1

スパン推進延長210m以上、過去10年以内、公共及び元請のものに限る。）を有すること。

- ⑫ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
- ⑬ 代表者以外の構成員が宇治市内に本店を有していること。
- ⑭ 代表者以外の構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- ⑮ 代表者以外の構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

(3) 共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

(4) 認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し（代表者及び構成員共に提出すること。）
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表者及び構成員共に提出すること。）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から
令和6年5月22日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参

すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月22日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年6月4日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月19日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月5日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年6月11日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年6月18日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月19日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和6年6月19日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和6年6月21日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和6年6月24日 午前9時

予定価格に関する質疑がある時 令和6年6月27日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、2回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和6年度 34パーセント

令和7年度 51パーセント

令和8年度 15パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
(5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

- (6) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第21号

宇治市畜場大規模改修建築工事（その1）に係る条件付一般競争入札について

宇治市畜場大規模改修建築工事（その1）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宇治市畜場大規模改修建築工事（その1）
(2) 工事場所 宇治市宇治金戸7番地の37
(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
・延床面積 2,432.24㎡

○工事概要

- ・防水改修工事 一式
・外壁改修工事 一式
・建具改修工事 一式

- ・内装改修工事 一式
・塗装改修工事 一式
・外構改修工事 一式
・上記に伴う機械設備改修工事 一式
・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年2月21日まで 240日間

(6) その他 「宇治市畜場大規模改修建築工事（その1）」及び「宇治市畜場大規模改修電気工事（その1）」については、全ての案件に確認申請及び参加表明をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年5月28日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月12日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月29日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年6月4日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年6月11日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月12日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和6年6月12日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和6年6月14日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和6年6月17日 午前9時

予定価格に関する質疑がある時 令和6年6月20日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 1 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

1 2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（α 値）については公表しない。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

1 9 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第22号

宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）に係る条件付一般競争入札について

宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）

(2) 工事場所 宇治市宇治琵琶45番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造3階建て

・延床面積 2,353.64㎡

○工事概要

・便所改修工事 一式

・浴室改修工事 一式

・内装改修工事 一式

・外構工事 一式

・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年2月14日まで 233日間

(6) その他 「宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）」、「宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）」及び「宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年5月28日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札(見積)の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月12日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月29日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年6月4日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年6月11日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月12日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和6年6月12日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和6年6月14日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内(休日等を除く。)に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和6年6月17日 午前10時

予定価格に関する質疑がある時 令和6年6月20日 午前10時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加するに必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加するに必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

- (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

- (2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第23号

宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）に係る条件付一般競争入札について

宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）
(2) 工事場所 宇治市宇治琵琶45番地
(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造3階建て
・延床面積 2,353.64㎡

○工事概要

- ・幹線動力設備、電灯設備工事 一式
・コンセント設備、拡声設備工事 一式
・誘導支援設備、テレビ共同受信設備工事 一式
・火災報知設備、映像・音響設備工事 一式
・構内交換設備工事 一式
・上記に伴う撤去、処分 一式

- (4) 工種 電気工事

- (5) 工事期間 契約日から令和7年2月14日まで 233日間

- (6) その他 「宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）」、「宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）」及び「宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。
(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23

第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気の総合評定値(P)が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和6年5月28日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

- (4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書配布

- (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

- (2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月12日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

- (2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号: 0774-20-8778

- (3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月29日 正午まで

- (4) 回答

回答については、令和6年6月4日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- (1) 入札期間

令和6年6月11日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月12日 午前9時から午後2時まで

- (2) 開札日時

予定価格等事後公表の案件である「宇治市畜場大規模改修建築工事(その1)」において、予定価格に関する質疑があり、開札日時を変更した場合は、併せて本件の開札日時も変更する。

予定価格に関する質疑がない時 令和6年6月17日 午前10時20分

予定価格に関する質疑がある時 令和6年6月20日 午前10時20分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ

ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、84,667,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、70,812,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第24号

宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）に係る条件付一般競争入札について

宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和6年5月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）

(2) 工事場所 宇治市宇治琵琶45番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造3階建て

・延床面積 2,353.64㎡

○工事概要

・給排水衛生設備工事 一式

・ガス、給湯設備工事 一式

・空調調設備工事 一式

・換気設備工事 一式

・上記に伴う撤去、処分 一式

(4) 工種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年2月14日まで 233日間

(6) その他 「宇治市総合福祉会館大規模改修建築工事（その1）」、「宇治市総合福祉会館大規模改修電気工事（その1）」及び「宇治市総合福祉会館大規模改修機械工事（その1）」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の

許可を管工事業について受けている単体企業であること。

- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における管の総合評価値(P)が730点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参

すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月16日 午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和6年5月28日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
 - ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

- (2) 配布期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年6月12日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

- (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

- (2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号: 0774-20-8778

- (3) 質疑の受付期間

令和6年5月10日 午前9時から

令和6年5月29日 正午まで

- (4) 回答

回答については、令和6年6月4日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- (1) 入札期間

令和6年6月11日 午前9時から午後6時まで

令和6年6月12日 午前9時から午後2時まで

- (2) 開札日時

予定価格等事後公表の案件である「宇治市斎場大規模改修建築工事(その1)」において、予定価格に関する質疑があり、開札日時を変更した場合は、併せて本件の開札日時も変更する。

予定価格に関する質疑がない時 令和6年6月17日 午前10時40分

予定価格に関する質疑がある時 令和6年6月20日 午前10時40分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5

時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、83,831,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、70,113,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に

応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第25号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和6年5月24日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和6年度第2号

令和6年度第3号

令和6年度第4号

2 縦覧期間

令和6年5月24日以後常時

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第5号

立候補予定者説明会の開催について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和6年5月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

日時 令和6年10月21日(月) 午後1時30分

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所8階 大会議室

(揭示済)